

千代田区土砂災害特別警戒区域内建築物の 安全対策工事助成制度のご案内

令和6年4月時点

令和元年9月に、東京都により区内の土砂災害警戒区域等が指定されました。この中でも土砂災害特別警戒区域に指定された範囲内に、既存建築物がある場合は、改築・増築等の際に、土砂の流入等に対して安全な構造にする規制がかかります。

改築・増築等を行わない場合は、直ちにこの規制はかかりませんが、土砂災害が発生した場合は、土砂の流入等により建物に被害が発生する可能性があります。

区では、土砂災害特別警戒区域内の既存建築物に対して、安全対策工事を行う場合、工事費用の一部を助成します。

○ 助成対象となる建築物

下記の要件をすべて満たす建築物が対象になります。

- ① 土砂災害特別警戒区域内にあり、居室を有し現在使用している建築物
 - ② 土砂災害特別警戒区域が指定された時に、存在していた建築物又は工事中であった建築物
- ※ 建築物及びその敷地が、建築基準法の規定に対して著しい違反がある場合は、助成できない場合があります。
- ※ 所有している建築物が土砂災害特別警戒区域内にかかっているか、不明な場合は、千代田区のホームページ「土砂災害警戒区域等」をご覧ください。
「土砂災害警戒区域」で検索してください。

○ 助成対象となる方

下記の要件をすべて満たす方が対象になります。

- ① 区内の土砂災害特別警戒区域内に建築物を所有している方
 - ② 個人または中小企業基本法に規定される中小企業者等
- ※ 建築物及び土地の所有者が複数いる場合（建築物と土地の所有者が異なる場合を含む）は、全ての所有者の同意が必要になります。

○ 助成対象となる安全対策工事

土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とする工事であって、建築基準法の規定に適合するために行う以下の工事

- ① 塀（防護壁）の設置工事
- ② 対象建築物の外壁改修工事
- ③ 対象建築物の建替え工事

※ 適合させる建築基準法の規定は、土砂の流入に対して建築物が安全な構造とするもので建築基準法施行令第80条の3に規定するものです。

※ 助成申請に際しては、建築基準法の確認申請手続きを行ってください。助成申請時までに、確認済証の取得が必要になります。（①及び③は必須、②は工事内容によって不要場合があります。）また、確認済証を取得した場合は、助成完了報告の前までに、検査済証の取得が必要になります。

○ 助成金の額

助成対象の安全対策工事に要した費用（税抜）について、下記の条件により算出される金額とします。

対象建築物の区分	助成率と助成限度額
住宅以外	助成率：23% 助成限度額：772,000 円
住宅（戸建住宅・マンション）	助成率：1/2 助成限度額：1,680,000 円

※ 助成金額を超える工事費用については、自己負担になります。

【ご注意ください】

- 安全対策工事の契約は、必ず助成交付決定後に行ってください。
- 申請には、二者以上の業者見積りが必要です。
- 助成手続きには期限があります。当該年度の1月31日までに完了実績報告書及び添付書類を提出してください。
- 工事を中止または変更する場合は、事前相談の上、所定の用紙により届け出てください。
- 建築基準法の確認申請手続きについてのご相談は、下記の間合せ先をお願いいたします。また、指定確認検査機関でも確認申請手続きを行うことができます。
- 助成対象費用には消費税を含みません。
- 助成金の額は、千円未満を切り捨てて算出します。
- 区では施工業者の紹介までは行っておりませんので、ご了承ください。
- 申請の際は、要綱をご確認のうえ、必ず事前に下記問い合わせ先までご相談ください。
- 各申請に必要な添付書類は要綱に記載していますので、ご確認ください。

【問合せ先】

千代田区役所 環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係
〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1（区役所5階）
助成事業について：構造審査係 ☎ 03-5211-4310
確認申請について：建築審査係 ☎ 03-5211-4308
メール：kenchikushidou@city.chiyoda.lg.jp